

中小企業退職金共済制度と企業年金制度との ポータビリティの拡充について

(案)

平成 27 年 2 月 13 日

中小企業退職金共済制度と企業年金制度とのポータビリティの拡充について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という。）と確定給付企業年金制度及び企業型確定拠出年金制度（以下「企業年金制度」という。）との間でのポータビリティの拡充について、社会保障審議会企業年金部会における議論を踏まえ、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

- 1 労働者の就労形態の多様化や、会社合併等の事業再編の活発化といった最近の労働市場や企業活動の状況を踏まえると、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、ポータビリティについて制度利用者の選択肢を拡大していくことは望ましい。
- 2 退職金制度と企業年金制度はそれぞれ異なる趣旨・目的の下で設立され、その制度固有の考え方にに基づき税制上の優遇措置が講じられていることから、制度間のポータビリティを拡充するにあたっては、各制度の果たすべき社会的役割を十分に踏まえた上で、全体として整合性のある形となるように制度の在り方を検討していく必要がある。
- 3 以上の点を踏まえ、現行制度の枠組みを維持しつつポータビリティを拡充していくという観点から、今般、会社合併等の後も引き続き中小企業者である場合に、その合併等に伴う中退共と企業年金制度間の資産移換を行うことは適当である。

以 上

企業年金部会における議論の整理（関係部分抜粋）
（平成 27 年 1 月 16 日社会保障審議会企業年金部会）

1. 企業年金部会における議論
（中略）

- 企業年金制度等の制度のあり方については、（略）昨年 6 月より当部会において 11 回にわたって制度のあり方について議論を重ねてきたところである。その間、労使団体や関係金融機関等の関係団体からのヒアリングを実施した上で検討課題を設定し、その上で、企業年金の拠出から給付までの仕組みのあり方や DC の運用のあり方、企業年金のガバナンスなど、企業年金に関する各種課題についていわば網羅的に議論を行ってきたところである。
- 議論については、事項によって概ね方向性が一致したもの、引き続き議論すべきものなど様々であったが、昨年 12 月 25 日の第 14 回企業年金部会における議論をもって設定した検討課題について一巡したことから、これまでの議論について以下、概ね方向性が一致し、見直しを行うものと引き続き議論すべきものとに分けて、一定の整理を行うこととする。

2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

(3) ライフコースの多様化への対応

② ポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充

- 制度（DB、DC、中小企業退職金共済制度等）間のポータビリティについては、現場のニーズを踏まえつつ、各々の制度が税制上の優遇措置を受けている固有の考え方を考慮した上で、拡充すべきである。

※ なお、中小企業退職金共済制度とのポータビリティの拡充については、労働政策審議会における議論を経る必要がある。

- ポータビリティについては、実施が容易になるよう事務手続き等もローコストで行えるようにするべきであるという意見や、ポータビリティに係る手数料については加入者個人が負うのは困難であり、事業主や運営管理機関が負うべきであるという意見があった。

平成 27 年度税制改正大綱（関係部分抜粋）
（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）

第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

4 その他

（国 税）

(3) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

①・② （略）

③ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度に年金資産の移換がされた場合並びに合併等に伴い確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度と中小企業退職金共済制度間で年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

※ 地方税部分は省略。

三 法人課税

6 その他

（国 税）

(5) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① （略）

② 次の年金制度間及び年金制度と中小企業退職金共済制度との間において年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における掛金等及び積立金等について、引き続き現行の措置を適用する。

イ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度への年金資産の移換

ロ 合併等に伴う確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度から中小企業退職金共済制度への年金資産の移換

ハ 合併等の後も引き続き事業主が中小企業者である場合のその合併等に伴う中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換

※ 地方税部分は省略。